**イノキュウ推奨就業規則・規定**

**継続雇用規程**

**（嘱託社員用）**

（目的）

第１条　この規程は、○○○株式会社（以下「会社」という。）の定年退職後の継続雇用制度について定めるとともに、継続雇用される嘱託社員の労働条件等について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程で嘱託社員とは、会社と嘱託雇用契約を締結し、継続雇用される者をいう。

（嘱託雇用契約の手続）

第３条　定年年齢後に嘱託社員として継続して雇用されることを希望する者は、定年退職日の６カ月前までに、会社に申し出なければならない。

２　会社は、前項の従業員について継続雇用を認めるときは、当該従業員と定年退職日の翌日に、その者と嘱託雇用契約を締結する。

（契約期間）

第４条　嘱託雇用契約の期間は、原則として１年以内とし、協議の上対象者の年齢が満65歳に達するまで毎年更新する。

２　前項にかかわらず、技能及び能力を鑑み会社が必要と認めるときは、継続雇用期間を満70歳まで延長することがある。

３　嘱託雇用契約期間が5年を超え、当該嘱託社員が無期雇用契約への転換の申し込みをしたときは、現に締結している契約期間が満了する日の翌日から、無期雇用契約に転換するものとし、定年は満70歳に到達した日とする。

（勤務時間・休日）

第５条　勤務時間（始業、終業、及び休憩時間）及び休日は、正規従業員の正規の勤務時間及び休日の定めによる。ただし、正規従業員の規定によりがたいときは、嘱託社員本人の希望・能力・経験及び職場の要因状況等を総合的に勘案の上、嘱託雇用契約時に決定する。

（年次有給休暇）

第６条　年次有給休暇については正規従業員用の就業規則の規定を嘱託社員に適用し、定年退職時の年次有給休暇の残日数を繰り越すとともに、継続勤務期間の通算を行う。

 (休職)

第７条　嘱託社員には休職は適用しない。ただし、特別の事情により会社が認めた場合は適用することがある。

（賃金）

第８条　嘱託社員の賃金は、その職務内容や働き方の違いを考慮して嘱託雇用契約締結時に決定する。

（賞与）

第９条　嘱託社員の賞与は、その職務内容や働き方の違いを考慮して嘱託雇用契約締結時に決定する。

（退職金）

第10条　嘱託社員には退職金は支給しない。ただし、契約期間中の勤務成績が特に優秀で、会社の業績に功労顕著であった者に対し、相応の慰労金を支給することがある。

（退職・解雇）

第11条　嘱託社員が、次の各号のいずれかに該当するときは退職又は解雇とする。

（1）退職を願い出て、会社がこれを承認したとき

（2）死亡したとき

（3）嘱託雇用契約期間が満了し、更新しないとき

 (4) 傷病その他により正常な就業が期待できず、雇用の継続が困難であると会社が判断したとき

 (5) 正規従業員用の就業規則の懲戒解雇の規定のいずれかに該当し、懲戒解雇となったとき

 (6) その他雇用関係を継続しがたいやむを得ない事由のあるとき

（社会保険）

第12条　嘱託社員の就労条件が社会保険（雇用保険、健康保険、及び厚生年金保険）の加入要件に該当する限り継続して加入する。

（就業規則等の準用）

第13条　この規程及び嘱託雇用契約書に定めのない事項については、正規従業員用の就業規則の規定を準用する。

　　　　付則

１．この規程は、令和○○年○○月○○日より適用する。

改訂　令和○○年○○月○○日